公益社団法人 日本交通政策研究会

会員規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条第2項及び第8条第2項の規定に基づき公益社団法人日本 交通政策研究会(以下「本法人」という。)の会員に関する必要な事項を定める。

(会員資格)

第2条 会員は、本法人の趣旨に賛同し総合的な交通政策に関し調査研究を志す者とする。

(入会)

- 第3条 会員になろうとする者は、所定の申込書に経歴書などを添えて、代表理事あてに入 会申込みを行う。
- 2 理事会において、前項により提出された書類に基づき、会員としての学識・識見等を 総合的観点から適格と判断した場合に、これを承認し会員とすることができる。なお、会 員に学識・識見等を求める理由は交通政策に関する研究に従事するためには専門的知識が 欠かせないことによる。

(権利)

- 第4条 会員は社員総会に出席し、それぞれ1個の議決権を行使できる。
- 2 会員は、本法人の研究成果である日交研シリーズなどの刊行物を受けるとともに、講演会などに出席することができる。
- 3 上記のほか、会員は、法令ならびに定款に規定する権利を行使できる。

(会費)

第5条 会員は、次の会費を負担する。

入会時:入会金15,000円、年会費:15,000円

ただし、入会金及び年会費の60%以上は公益目的事業に、40%以下は管理費に充当するものとする。

入会金は入会時に、年会費については年度当初に納入しなければならない。

2 退会または除名された会員は、既に納入した入会金、年会費の返還請求をすることはできない。

(その他の義務)

- 第6条 会員は本法人の運営に誠実に協力しなければならない。
- 2 会員は、法令、定款ならびに諸規則・規程類の規定を遵守しなければならない。

(名誉会員)

第7条 本法人の発展に多大な貢献をなした正会員のうち、特に功労があった者として理事会で承認された者に対して名誉会員の称号を贈ることができる。

(会費の免除)

第8条 名誉会員は会費を納めることを要しない。

附則

平成22年2月1日施行

この規則の変更は、平成28年5月24日から施行する。